

# 民生局福祉こども部監査結果報告書

## 1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

## 2 監査実施の期間

令和4年8月24日から同年12月16日まで

## 3 監査の対象及び範囲

民生局福祉こども部の所管に属する令和4年4月1日から同年7月31日まで  
に執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

## 4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

## 5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

## 6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

### (1) 収入に関する事務

出納員等領収印取扱規程によると、領収印を調製し、又は改刻しようとする場合は、会計管理者の承認を受け、会計管理者の領収印台帳の登記を

経なければならないとされている。また、領収印を使用しなくなったときは、廃棄するものとされ、領収印を廃棄する場合は、その領収印を添えて会計管理者に届け出なければならないとされている。令和2年度に実施したこども育成部の定期監査において、予算決算及び会計規則で定める様式と異なり、指摘事項としていた保育課の出納員領収印について、同規則の様式に則った領収印を調製したものの、出納員等領収印取扱規程に基づく廃棄手続及び領収印台帳の登記がされていなかった。また、令和4年度における組織改正等により使用しなくなった領収印の廃棄手続が行われていなかったため、同規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(子育て支援課)

## (2) 支出に関する事務

ア 予算決算及び会計規則第54条第21号には、資金前渡をすることができる経費の一つとして、現金で支払う必要があると会計管理者が認めたものが定められており、同条同号に該当する場合には、予算執行何で会計管理者である会計課長に合議を行うなどの事務処理をすることとされている。福祉サービス総合保険補償加入にかかる保険料については、現金で支払う必要があるとして資金前渡による支出が行われていたが、予算執行何で会計課長合議の決裁欄は設けていたものの、決裁を受けていなかった。今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(障害福祉課)

イ 施設等利用費（私学助成幼稚園）の令和4年7月～9月分に係る概算払による支出において、一部の幼稚園から提出された申請書類の概算額に算出誤りがあったがそのまま受領していた。その後に行われた精算手続により最終的な支出金額に誤りはなかったものの、今後は適正な事務処理に改められたい。

(子育て支援課)

ウ 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされているが、次の支出について、定期監査における現金の調査（令和4年10月28日及び31日）時点において休日を除く10日を超えて資金前渡の精算が行われていなかったため、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

所属名	件名	用務終了日
障害福祉課	ボランティア活動保険（障害福祉相談員）	令和4年4月1日
障害福祉課	福祉サービス総合保険補償加入にかかる保険料として 1186人×43円	令和4年4月1日
障害福祉課	福祉サービス総合保険補償加入にかかる保険料として（不足分）	令和4年4月1日
子育て支援課	口座照会手数料 20956	令和4年6月29日

（障害福祉課及び子育て支援課）

### (3) 契約に関する事務

ア 横須賀市個人情報保護条例第13条によると、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならないとされている。「ひきこもり支援（アウトリーチ）業務委託」において、個人情報の取扱いを伴う業務を委託しているが、約款において「乙は、当該契約の履行にあたって個人情報（特定個人情報を含む）又は個人番号を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）並びに横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）を遵守しなければならない。」と定めるに留まり、個人情報取扱事務委託基準に基づく「個人情報の取扱いに関する特記事項」を契約書に添付しておらず、個人情報を保護するために必要な措置の水準としては不十分な状態となっていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（生活支援課）

イ 令和4年度生活保護受給世帯（中学生）学習支援業務委託に係る契約は業務委託請書により締結されている。支出金額に誤りはなかったものの、この請書に表記された委託代金額のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額の欄に誤って委託代金額と同額が記載されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（生活福祉課）

### (4) 財産管理に関する事務

ア 予算決算及び会計規則によると、常時継続して資金前渡を受ける者は、資金前渡受払簿を備え、当該資金前渡の受払いを明らかにしておかなければならないと定められているが、常時継続して資金前渡を受けている有料道路通行料及び駐車場使用料について、資金前渡受払簿を備えてい

なかった。なお、本件については、前回（令和２年度）実施した福祉部（生活福祉課）の定期監査においても指摘事項としていた。今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

（生活福祉課）

イ 公有財産規則によると、部長等は公有財産台帳の副簿を備えておかなければならないとされている。公有財産の評価額の改定が令和３年度に行われていたが、所管する土地（鴨居保育園敷地）の公有財産台帳の副簿において、公有財産台帳価額改定通知書による価額改定（変更）の記載を行っていなかったため、公有財産規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（子育て支援課）

ウ 物品会計規則によると、物品出納員が交付した郵便切手等については、物品受払簿により受払いを明らかにし、物品受払簿には所属長確認の欄に署名又は押印をするものとされている。郵便切手等の管理において、保有枚数と物品受払簿の残数は一致していたものの、物品受払簿に所属長確認の署名又は押印がされていないものがあったため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

（地域福祉課、生活支援課及び子育て支援課）